地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の会計監査人選定に係る
公募型プロポーザル募集要項

1　公募事項

（1）公募の目的

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等について会計監査人の監査を受ける必要があることから、会計監査人の公募を行うものです。

（2）業務の名称

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計監査業務

（3）業務の内容

法第 35 条の規定に基づく会計監査業務

（4）任期

選任の日以後最初に終了する事業年度（令和８年度）の財務諸表に係る法第 34 条第１項の規定に基づく知事の承認の日までとします。（ただし、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情がなく、令和９年度分以降についても会計監査人選任が必要な基準に該当する場合は、令和１１年度の財務諸表に係る法第 34 条第１項の規定に基づく知事の承認日までを限度として延長する場合があります。）

2　応募資格・要件

（1）資格

提案書を提出するものは、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

①　公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の２第１項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。

ただし、公認会計士法の規定により、財務諸表等について監査をすることができない者は除く。

②　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

③　応募者及び法人の役員又はその使用人若しくはその経営に実質的に関与しているものが、次の事項に該当する者でないこと。

なお、要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ハ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

二　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ホ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

ヘ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ト　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２）失格

次のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがあります。

①　（１）の資格がない者が提案書を提出した場合

②　提出期限、提出先、提出方法が指定した要件に適合しない場合

③　提案書作成要領に示した提案に関する要件及び指定した様式に適合しない場合

④　提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

３　選定スケジュール

令和８年１１月１６日（月）～１１月３０日（月）	参加表明書及び質問書の受付
令和８年１２月　４日（金）	質問の回答
令和８年１２月　７日（月）～１２月１８日（金）	提案書の受付
令和８年１２月下旬ごろ	結果の通知

４　応募の手続き

（１）募集要項の公表

募集要項は、令和８年１１月１６日（月）より佐賀県庁のホームページにおいて公表します。

（２）参加表明書の提出

参加を希望する者は、⑤に記載する参加表明書等を提出すること。

参加表明書の提出がない者は、提案書の提出は認められない。

①　提出期限　令和８年１１月３０日（月）（必着）

②　提出場所　佐賀県健康福祉部医務課　医療企画担当（新館３階）
佐賀市城内１－１－５９
ＴＥＬ：０９５２－２５－７０７３
ＦＡＸ：０９５２－２５－７２６７
ｅ-mail：iryoukikaku@pref.saga.lg.jp

③　提出方法　郵送（書留郵便に限る）

④　提出部数　１部（ただし、提案者概要は５部）

⑤ 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	1	1部
提案者概要（監査法人の場合はパンフレット等も添付のこと）	2	5部
委任状（グループで応募する場合）	3	1部
決算書（貸借対照表・損益計算書）を直近2ヶ年分 ※法人のみ	―	1部

（3）提案書等の提出

応募者は、次により提案書等を提出すること。

① 提出期限　令和8年12月18日（金）（必着）

② 提出場所　4（2）②と同じ

③ 提出方法　郵送（書留郵便に限る）

④ 提出部数　5部（※1部正本とし、残り4部は複写で可）

⑤ 提出書類等

別紙「提案書等作成要領」を参照してください。

提出書類は、二穴A4サイズのファイルで綴じた状態で提出してください。指定した様式では十分に説明できない場合は、別に資料を添付することも可能です。

⑥ 注意事項

イ　提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

ロ　提出された提案書は、その理由の如何にかかわらず、変更又は取り消しはできません。

ハ　提出された提案書は非公開とし、返却はいたしません。

ニ　提案書の内容については、会計監査人の選任以外に無断で使用することはありません。

ホ　提案の内容について、ヒアリングを行うことがあります。

5　契約の予定金額

会計監査業務における契約予定金額は、10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。なお、この金額には、業務に係る全ての経費を含みます。

6　提案書に関する質問の受付及び回答

この要項に関する質問等については、指定された様式に基づき令和8年11月30日（月）までに、上記の4（2）②の提出先あてに、件名の始めに「【質問】」と明記の上、e-mailにより提出してください。

なお、様式以外による質問、電話、ファックス等による質問には回答できません。

回答は、令和8年12月4日（金）までに、質問者に対してe-mailにて行うとともに、また質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認めるものを

除き、佐賀県庁のホームページにおいて公表します。

7　佐賀県医療センター好生館の業務内容等

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が運営する「佐賀県医療センター好生館」の業務内容等については、同法人のホームページを参照してください。

ＵＲＬ：http://www.koseikan.jp/

8　選定方法

「地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計監査人選定委員会」が、選定基準に基づき、提出された提案書等をもとに提案内容を審査し、最も適当と判断される者を会計監査人として選定します。

選定基準については、地方独立行政法人会計基準に基づいて作成された財務諸表の監査であることを前提に①監査方針、②監査計画、③監査体制、④監査品質の管理体制、⑤監査費用などの項目で、配点を設定します。その基準に基づき、各委員が個別に採点した結果、合計点が最も高い者をもって選定します。

選定結果については、後日応募者全員に書面にて通知するとともに、選定された会計監査人を佐賀県のホームページで公表（１２月下旬ごろ）します。

9　会計監査人の選任と契約

知事は選定結果を踏まえ、会計監査人を選任し、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に対してその旨を通知します。選任された会計監査人は、同法人と契約するものとします。

なお、契約金額や契約内容並びに本要項に定めのない事項は、選任された会計監査人と地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館が協議の上、定めるものとします。